## IP電話サービス(ケーブルフォン)利用規約

- 1. 本規約はケーブルテレビ株式会社(以下「当社」と呼ぶ)が提供する、ケーブルフォンサービス(以下「本サービス」と 1. 本規約は分グレビルスのは、「当正」につるが定にする。 ファック・ファック・レスター・ 中部がを利用する当社会員(以下「会員、と呼ぶ)に適用されます。
  2. 本サービスについて、本規約に規定のない事項は、会員が別途承諾した各種規約等が準用されます。
  3. 本規約は会員に予告なく条項の追加・削除をする場合があります。この場合改訂年月日を付記します。

第2条(定義) 本規約における用語を以下の通り定義します。 (1)「VoIP (Voice over IP)」とは、インターネットプロトコル(IP)ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいま

ッ。 (2)「IP 電話」とは、音声通話に VoIP の技術を用いた電話サービスをいいます。

(3)「固定電話」とは、アナログ電話回線を用いた一般加入電話網をいいます

- ハ・ヘ・ア・レ・ハ 1. 本サービスは会員の依頼によって、当社が会員に提供する付加サービスです。本サービスにおいて、当社はフュージョンマミュニケーションズ株式会社(以下「VoIP 提供事業者」と呼ぶ)が提供する VoIP ネットワークを利用した IP 電話サービスを提供します。
- 2. 本サービスは IP 電話を通じ、日本国内において以下に定める範囲の音声通話を利用者に対し提供するサービスで

、。 (1)利用者間の音声通話 (2)利用者と利用者以外の別途当社が指定する IP 電話ユーザとの間の音声通話

(2利用者を利用者の外の列陸当社が恒定する1ド電話―・サどの前の音戸連話 (3利用者と・教固定電話エーザとの音声通話 (4利用者と携帯電話、PHS ユーザとの音声通話(一部利用不可) 3. 前項にも拘らず、以下に定める音声通話は本サービスの対象外となり、利用者は固定電話を利用し発信を行なうも のとし、当該通信に関しては体来とおり利用者が契約する通信会社が定める通信料金が発生するものとします。 (1)110番、191番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話 (2)0120、0570等ではじまる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への通話 (2)0120、0570等ではじまる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への通話

(3)衛星電話などへの通話

(3)所当生組のほとへの1回的 (4)その他当社が別途定める特定の電気通信事業者の事業者識別番号番号を用いた通話 (5)本サービスにおいて使用される機器の障害、または IP ネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービ 水を受けられない状態で利用者が発信を行った通話 4. 本サービスは、「栃木ケーブルテレビインターネットサービス(CC9N)」の会員がお申し込みいただけます。

## 第4条(契約申し込みと承認)

- 第5条 (契約申し込みの不承認) 1. 当社は、申込者が以下のいずれかに該当することがあった場合、当該申込者の利用申込みを承認しないことがあり
- (1) 申込者が、「栃木ケーブルテレビインターネット(CC9N)」の会員でない場合
- (2) 申込者が日本国外に居住している場合 (3) 申込者が、過去に利用規約違反等により、当社との契約(付随サービス契約を含みます)を解除されていたり、会員
- としての資格の取消が行われている場合
  (4) 申込をした時点で、申込者が本サービスの利用料金および、「栃木ケーブルテレビインターネット(CC9N)」の利用 料金の支払いを念っている場合または、過去に支払いを念っていることが判明した場合
  (5) 申込者の会員名義に基づく金融機関ロ座、金融機関等により、利用の不承認、利用停止処分等を含むその他の
- 事由により、決済手段としての利用ができないことが判明した場合 (6) 申込者が、契約を行なうのに補助人、保佐人または後見人のいずれかの承認または同意を必要としている立場にあり、利用申込の際にそれぞれ、補助人または補助監督人、保佐監督人、後見人または後見監督人の承認または同 意を得ていない場合

- 意を得ていない場合 (7) 申込者が公租公課の海納処分を受けている場合 (8) 当社が、本サービスを提供することが技術的に著しく困難な場合 (9) その他、当社が、申込者を利用者とすることを不適当と判断する場合 2、当社は、東認後であっても、利用者が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、利用を停止することができるものとします。

## 第6条(料金および支払方法)

- ೫0%(村で並んな)ンないた。 1. 本サービスを利用する会員は、当社に対し、当社が別途定める料金を、「栃木ケーブルテレビインターネットサービス」の利用料金と一括して支払うものとします。
- 本サービスの料金は事前通知をもって変更することがあります。
   本サービスにおいて、利用料金の課金開始基準日となるサービス開始日は、当社が別途定める日とします。

# 第7条(貸与品の管理義務)

- れを維持・管理するものとします。
- (私を確称できまりのいてします)。
  2. 利用者は、貸与品を分解・改造したり、貸与品の使用説明書に記載されている使用方法以外の方法で使用したりしないものとします。
  3. 利用者は、貸与品を定められた場所以外で使用しないものとします。また、定められた場所で使用される場合であって、貸与品の利用者以外の使用しつも責任をもつものとします。貸与品について利取り外の使用のも責任をもつものとします。貸与品について利用者以外の使用があった場合、当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、本規約の各条項が適用されることに利用者は同意
- 4. 利用者は貸与品を、再貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします

- 4.利用者により当応、再貸も、賃貸、譲渡、売賃、賃人等をしてばからないものとします。
  5.利用者による貸与品の管理不十分、使用上の過點、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、本規約で特に定める場合を除き、当社ならびに協定事業者は一切責任を負いません。
  6.利用者は、貸与品が盗まれたり、貸与品の利用に関して何らかの異常を発見したりした場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。
  7.利用者が利用契約を解約した場合には、いかなる場合に於いても、貸与を受けた室内機器を宅内機器提供事業者が指定する場所へ利用者の責任と費用負担にて、速やかに返却するものとします。

# 第8条(会員情報の取り扱い)

%の \*\*\* (本民人自称のからなど) \*\* ・ 当社は、本サービスの提供にかかわる業務を目的として、本サービスの提供に必要な範囲の会員情報を、VoIP 提供事業者に提供・預託できるものとします。

- 第9条 (登録内容の変更) 1. 利用者は、住所、氏名、金融機関口座、その届出印、その他利用申込において届け出た内容に変更があった場合には、直ちに所定の変更の届出を当社に行ならものとします。 2. 前項の届出を窓ったことにより、本サービスの利用ができない等、利用者または第三者に生じる損害について、当社は何ら責任を負うものではありません。 3. 利用者は、第1項の届出ををった場合に、当社からの通知が不達となっても、通常到達すべき時に到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第 10 条(サービスの休止・廃止) 当社は、都合により本サービスを休止もしくは廃止することがあります。 本サービスを休止もしくは廃止するときは、その 1カ月前までに契約者に通知します。

- 第11条(本サービスの一時停止および契約解約) 1. 会員が次のいずれかに該当する場合は、当社は当該会員に事前に何ら通知することなく、本サービスの利用の一 時停止または契約の解除をすることができるものとします。 (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することが判別した場合 (2) 利用料金の支払債務の履行遅延または不履行が1回でもあった場合

- (3) 利用者に対する破産の申立があった場合または利用者が補助開始、保佐開始または成年後見開始の審判を受け た場合

- た場合
  (4) 本規約に違反したと当社が判断した場合
  (5) 「栃木ケーブルテレビインターネット(CC9N)」の会員資格を喪失した場合
  (6) システムの不正使用があった場合
  (7) 本サービスの運営を妨害も、または当社の名誉信用を毀損した場合
  (8) 他人の著作権その他の権利を侵害する、またはこれらを侵害するおそれのある態様で本サービスを利用した場合 (9) 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する、または侵害する恐れのある態様で本サービスを利用し
- (10) 名誉毀損、公序良俗違反、または法令に反する態様で本サービスを利用した場合
- (11) ID およびパスワードを不正に利用した場合

- (12) 第三者になりすまして本サービスを利用した場合
- (13) 特定の契約者回線から、多数の相手先の応答前に発信を取り止める不完了呼(以下、「不完了呼」という。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき (14) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合 2. 前項により本サービス契約を解除された利用者は、当該時点で発生している利用料金の支払等当社に対して負担
- する債務の一切を一括して履行するものとします。また、前項に該当する利用者の行為によって当社および第三者に 損害が生じた場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、当社 に迷惑をかけないものとします。
- る。当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、利用者に対し事前にまたは事後に通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとします。 (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守点検等を定期的にまたは緊急に行なう場合

- (2) 本サービスの提供に必要な設備に故障等が生じた場合 (3) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困 難な場合
- (4) 政府機関の規制、命令によるとき、または協定事業者が本サービスに必要な当社へのサービスの提供を中止・中
- 防した場合 (5) 電気通信事業法第8条に基づき、災害の予防もしくは教援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要がある場合
- 60 その他、本サービスの運用上または技術上の相当な理由がある場合 4. 本条により本サービスが一時停止または解除となった場合でも、当社は、利用者その他のいかなる者に損害が生じ た場合であっても、責任を負わないものとします。

- 1. 本サービスを解約する場合、当社が別途定める所定の届出、また解約の定義によるものといたします。
- 2. 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません

## 第13条(責任の制限)

- 1. 当社は、通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行なわないものとします。 2. いかなる場合においても当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責

- 任を負わないものとします。 (1)当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害 (2)当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害 (3)通話の修善等に起因する、またはその他一切の逸失利益

本規約は、会員に対して当社が本サービスの利用を承認した時点から効力を生じるものとします。